地震・・・・その時に備えて！！

木造個人住宅の「耐震診断」について

地震による住宅の倒壊などを防止し、災害に強い安全なまちづくりの推進を図るため、市では今年度も木造個人住宅の「耐震診断」を実施します。

この事業は、希望する方の家に「耐震診断技術者」を派遣し、調査を行い、大規模地震に対する防災意識と市民の耐震対策を支援するものです。

○調査対象建物

診断の対象は、次の条件をすべて満たすものです。

①昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法で建築された住宅

②木造の個人住宅で2階建て以下の建物（長屋及び共同住宅以外の建物）

③所有者が市内に住所を有し、かつ、自らが居住している住宅

○診断費用　無料

○募集戸数　50戸（申込順）

木造住宅の「耐震改修支援事業」について

この事業は、耐震診断などにより補強が必要と判定された住宅の耐震改修工事を行う方に、補助する制度です。

○対象住宅

対象となる住宅は、①に該当し、②または③の判定が必要となります。

①県木造住宅耐震診断マニュアルなどに基づいて耐震診断を行った結果、総合評点が0.7未満の住宅

②補強計画は、(財)日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」などにより総合評点が1.0以上となるように耐震改修工事を行う住宅

③(社)県建築士事務所協会などの建築物耐震診断・補強計画判定会による判定を受けたもの

○耐震改修工事

①基礎、柱、はり、筋かい(耐力壁)の補強または軽量化のための屋根の葺き替え工事などによる改修工事

②補強計画策定費(一般耐震診断、補強設計)

③増・改築工事及び耐震性を伴わないリフォームなどの工事は除く

○補助額　耐震改修工事費の1/2(限度額60万円)を補助します

○その他

①市税(市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税)を滞納していないこと

②耐震補強工事の契約及び着工は、必ず補助金交付決定後に行うこと

問合先　基盤整備課　建築住宅担当

「住宅用火災警報器」の設置について

全ての住宅に火災警報器などの設置が義務付けられています。

（既存家屋は平成23年6月1日から）

住宅用火災警報器とは住宅内での火災の発生をいち早く感知して警報ブザーや音声によって知らせる装置で、「煙を感知する煙式」と「熱を感知する熱式」の2種類があり、どちらにも「電池を使うもの」と「家庭用電源（AC100V）を使うもの」があります。寝室と階段の上部に煙式の設置が義務付けられますが、台所などにも設置をおすすめします。

また、既存住宅については平成23年5月31日までは住宅用火災警報器などの設置、維持は猶予されますが、できるだけ早期に設置することが必要です。

購入する際は、技術上の規格に適合したことを証明する次の鑑定・認定マークの貼付された製品を推奨します。

消火器、住宅用火災報知器の悪質販売にご注意！

消火器の悪質販売が多発しているように、これからは住宅用火災警報器の悪質販売が予想されます。「消防署の方から来ました」というような言葉にはご用心！消防署は一般の家庭に消火器や住宅用火災警報器を販売することはありません。

UL規格適合マーク

アメリカ合衆国が開発した製品安全性評価規格（UL217規格）のうち、2001年10月21日に改定した規格以降の規格に適合し、認証を取得したもの

日本消防検定協会鑑定マーク

日本消防検定協会の鑑定に適合したもの

東京消防庁確認マーク

東京消防庁が一定の性能を確認したもの

問合先　消防本部　予防査察担当　☎(43)1119